＜特記仕様書記載例＞

「建設リサイクル法対象工事」
「電子縦覧対象工事」

特　記　仕　様　書

令和８年度

工事番号：　五農整第１号

工 事 名：　太田１地区農林災害頭首工復旧工事

工事場所：　五所川原市太田　地内

工　　期：　令和９年３月２２日まで

第１章　総　則

　この工事は、青森県農林水産部農村整備課制定「農村整備土木工事共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。
　なお、農村整備土木工事共通仕様書は、青森県庁のホームページで閲覧、ダウンロードできる。
【https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_koujisiyousyo.html】

第２章　工事の内容

１．目的	この工事は、令和７年発生豪雨災害復旧事業の一環として、頭首工取付護岸を復旧する工事である。			
２．工事場所	五所川原市太田　地内			
３．工事概要	この工事の概要は、次のとおりである。 １）復旧延長（右岸）L=14.3m 護岸工　ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積設置　A＝59.2m2 仮設工　一式 ２）主要工事内訳			
	工　　種	主な内容	数　　量	備　　考
	土　工	掘削工、盛土工、埋戻工、残土処理工	１式	
	護岸工	構造物取壊し工、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積、ｺﾝｸﾘｰﾄ工	１式	
	仮設工	敷鉄板設置、仮締切工、排水工、仮設道路補修、除雪工	１式	
４．工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。			

第３章　施工及び現場条件

　下表項目、事項のうち該当欄は、工事施工に当たって制約等を受けることとなるので明示する。
　なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない施工条件が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

<table>
<tr><th colspan="2">明示事項</th><th colspan="5">内容</th></tr>
<tr><td rowspan="15">１．工程関係</td><td rowspan="8">１．工事日数又は工期</td><td>☐</td><td colspan="4">工　　期　　令和９年３月２２日まで</td></tr>
<tr><td>☐</td><td colspan="4">この工事は、〇年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">☐</td><td colspan="4">この工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などを確保できるよう「発注者指定方式」の「余裕期間制度」を活用する工事である。</td></tr>
<tr><td>工　　期</td><td colspan="3">△△　〇年　　〇月　　〇日　まで</td></tr>
<tr><td>余裕期間</td><td colspan="3">契約締結の翌日から　　日~~以内~~</td></tr>
<tr><td rowspan="4">☐</td><td colspan="4">この工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などを確保できるよう「任意着手方式」の「余裕期間制度」を活用する工事である。なお、現場着手日は共通仕様書に定める工事着手を行う日であり、やむを得ない事情がある場合を除き休日とすることができない。</td></tr>
<tr><td>実工期</td><td colspan="3">日間</td></tr>
<tr><td>着手期限日</td><td colspan="3">△△　〇　年　〇　月　〇　日</td></tr>
<tr><td>余裕期間</td><td colspan="3">契約締結の翌日から　　日以内</td></tr>
<tr><td rowspan="7">２．他の工事に関連する制約の有無
☐有　☑無</td><td></td><td>他の工事の名称</td><td>発注者等名</td><td>期間</td></tr>
<tr><td>①</td><td>〇〇〇〇〇工事</td><td>〇〇農林水産事務所</td><td>〇.〇.〇 ～ 〇.〇.〇</td></tr>
<tr><td>②</td><td></td><td></td><td>～</td></tr>
<tr><td>③</td><td></td><td></td><td>～</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">制約内容</td></tr>
<tr><td>①</td><td colspan="3">図面に示す工事用道路のうち〇〇～〇〇区間を共用する。</td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>③</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">３．関係機関等との協議に伴う制約の有無
☑有　☐無</td><td></td><td>関係機関名称</td><td>協議事項</td><td>期間</td></tr>
<tr><td>①</td><td>西北県土整備事務所</td><td>河川区域内</td><td>許可の日　～　3月31日</td></tr>
<tr><td>②</td><td></td><td></td><td>～</td></tr>
<tr><td>③</td><td></td><td></td><td>～</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">制約内容</td></tr>
<tr><td>①</td><td colspan="3">河川占用申請</td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>③</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

＜特記仕様書記載例＞

明示事項		内容			
2．第三者に対する措置関係	1．公害防止に伴う対策の有無 ☐有　☑無		公害の種別	対象工種	作業期間
		①	☐ 騒音		～
		②	☐ 振動		～
		③	☐ 濁水		～
		④	☐ 粉塵		～
			対策方法		基準等
		①			
		②			
		③			
		④			
	2．防護施設による対策の有無 ☐有　☑無	対象工種又は区間		危険要因	対策方法
	3．保安設備、保安要員配置の指定の有無 ☐有　☑無	対象工種又は区間		規格・規模	配置期間及び時間帯
	4．搬入路としての一般道路指定の有無 ☐有　☑無		搬入経路	使用期間	使用時間帯
		①		～	～
		②		～	～
		③		～	～
			制限の内容	使用中の管理の内容	使用後の補修内容
		①			
		②			
		③			
	5．重量制限の有無 ☐有　☑無	制限される場所・施設名等		管理者	制限の内容
3．仮設関係	1．仮設道路 ☑有　☐無 ☐指定 ☑任意	設置場所		別途図面のとおり	
		規格・構造		延長 420　m	
		設置期間		令和９年３月２２日まで	
		安全施設の内容			
		維持補修等の内容			
		工事終了後の処置		敷砂利補修	
		その他留意事項		除雪工あり	

＜特記仕様書記載例＞

明示事項		内容	
3．仮設関係	2．仮設橋梁 ☐有　☑無 ☐指定 ☐任意	設置場所	
		規格・構造	
		設置期間	
		維持補修等の内容	
		工事終了後の処置	
		その他留意事項	
	3．仮設水路 ☐有　☑無 ☐指定 ☐任意	設置場所	
		規格・構造	
		設置期間	
		維持補修等の内容	
		工事終了後の処置	
		その他留意事項	
	4．仮回し水路 ☐有　☑無 ☐指定 ☐任意	設置場所	
		規格・構造	
		設置期間	
		維持補修等の内容	
		工事終了後の処置	
		その他留意事項	
	5．水替工 ☑有　☐無 ☐指定 ☑任意	設置場所	河川仮締切工内
		規格・構造	ポンプ排水（作業時）
		設置期間	仮締切設置期間中
		維持補修等の内容	
		工事終了後の処置	撤去
		その他留意事項	
	6．仮締切工 ☑有　☐無 ☐指定 ☑任意	設置場所	河川内ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積施行範囲
		規格・構造	大型土のう積工（施工区間上下流及び側面）
		設置期間	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積設置が通常水位を越えるまで
		維持補修等の内容	決壊の防止
		工事終了後の処置	撤去
		その他留意事項	
	7．仮設足場 ☐有　☑無 ☐指定 ☐任意	設置場所	
		規格・構造	
		設置期間	
		維持補修等の内容	
		工事終了後の処置	
		その他留意事項	
	8．除雪工 ☑有　☐無 ☐指定 ☑任意	除雪場所	仮設道路、施工箇所
		規格・構造	機械除雪
		除雪期間	本工事竣工まで
		維持補修等の内容	
		工事終了後の処置	
		その他留意事項	

＜特記仕様書記載例＞

<table>
<tr><th colspan="2">明示事項</th><th colspan="6">内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">４．建設副産物関係</td><td>１．建設発生土の搬出

☑有 ☐無</td><td colspan="6">この工事において発生する建設発生土の搬出は、以下のとおりである。なお、搬出作業完了後、搬出先の管理者等に対し受領書の交付を求めること。

<table>
<tr><td rowspan="4">搬出先の情報</td><td colspan="2">名称等</td><td>工藤建材(有)</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td>つがる市富萢町清水28-193,194</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">管理者</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">運搬距離</td><td>11.3km</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">搬出する土砂</td><td colspan="2">土質区分</td><td>第3種建設発生土</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">搬出量(m3)*</td><td>72</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">利用用途</td><td>一時堆積</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">法規制等の有無</td><td rowspan="3">盛土規制法</td><td>該当区域</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>許可・届出</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>許可番号等</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">土地所有者等の同意</td><td>未同意</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">土壌汚染対策法</td><td>対象外</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他法令等</td><td>該当無</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">設計上の取扱い</td><td>B指定処分</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">搬出時期</td><td>施工時</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">その他条件</td><td>土地所有者の同意を得ること</td><td></td></tr>
</table>
*搬出量は地山相当(C=1.0、L=1.0)の数量である。</td></tr>
<tr><td>２．建設発生土の搬入

☐有 ☑無</td><td colspan="6">この工事において使用する建設発生土の搬入は、以下のとおりである。なお、搬入完了後、発生場所の管理者等に対し受領書を交付すること。

<table>
<tr><td rowspan="4">搬入元の情報</td><td>名称等</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>管理者</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>運搬距離</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">搬入する土砂</td><td>土質区分</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>搬入量(m3)*</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>利用用途</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">搬入時期</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他条件</td><td></td><td></td></tr>
</table>
*搬入量は地山相当(C=1.0、L=1.0)の数量である。</td></tr>
<tr><td>３．建設発生土を除く指定副産物の有無

☑有 ☐無</td><td colspan="6">
<table>
<tr><th></th><th>種別</th><th>発生量</th><th>運搬距離</th><th>再生処理施設所在地</th></tr>
<tr><td>①</td><td>無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ塊</td><td>26.3 t</td><td>20.5 km</td><td>つがる市</td></tr>
<tr><td>②</td><td>廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ</td><td>0.3 t</td><td>42.6 km</td><td>北津軽郡鶴田町</td></tr>
<tr><td>③</td><td></td><td>t</td><td>km</td><td></td></tr>
<tr><td>④</td><td></td><td>t</td><td>km</td><td></td></tr>
<tr><td>⑤</td><td></td><td>t</td><td>km</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

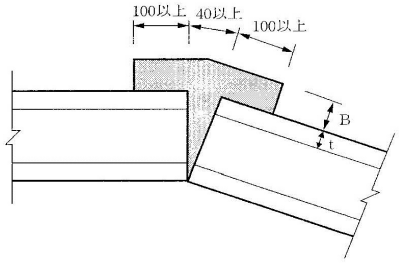
＜特記仕様書記載例＞

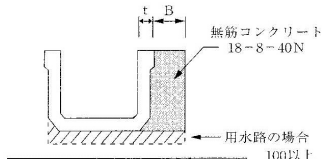
明示事項		内容				
4．建設副産物関係	3．建設発生土を除く指定副産物の有無		再生処理施設名		備考	
		①	㈲晃新 産業廃棄物車力中間処理場		つがる市牛潟町鷲野沢29-176	
		②	㈱新岡組		北津軽郡鶴田町大字廻堰字大沢81-188	
		③				
		④				
		上記の処理場は設計積算上での条件明示であり、処理場を指定するものでない。 ただし、上記の処理場以外で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。				
	4．指定副産物を除く建設廃棄物の有無 ☐有　☑無		種別	発生量	運搬距離	産業廃棄物処理施設所在地
		①		t	km	
		②		t	km	
		③		t	km	
			産業廃棄物処理施設名		備考	
		①				
		②				
		③				
		上記の処理場は設計積算上での条件明示であり、処理場を指定するものでない。 ただし、上記の処理場以外で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。				
	5．産業廃棄物税計上の有無 ☐有　☑無	この工事で発生する建設廃棄物については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること				
		有　：　この工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上している				
		無　：　この工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要に応じ設計変更で対応する				
	6．建設副産物の現場内での減量化・再利用の有無 ☑有　☐無	種別		減量化の内容		再利用の方法
		仮設工（大型土のう進入路分）		制作時の土材を再利用		現場敷き均し
	7．再生資材利用の有無 ☑有　☐無	再生資材の名称		規格		使用箇所
		再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ		RC-40		裏込砕石、胴込砕石、仮設道路復旧材
5．工事支障物件等	1．占用物件等の工事支障物件の有無 ☐有　☑無		支障物件名	管理者名	場所	協議の状況
		①				
		②				
		③				
			移設時期	工事方法	条件等	
		①				
		②				
		③				
	2．占用物件工事との重複施工の有無 ☐有　☑無		占用物件名	管理者名	重複する工種	
		①				
		②				
		③				
			重複する期間		対応内容	
		①	～			
		②	～			
		③	～			

<table>
<tr><th colspan="2">明示事項</th><th colspan="7">内容</th></tr>
<tr><td rowspan="11">6．工事用電力</td><td>1．全般</td><td colspan="7">工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="10">2．仮設電気設備の指定の有無

☐有　☑無

※各設備の詳細は、図面参照</td><td colspan="2">供給地点及び責任分界点</td><td colspan="3"></td><td>設置期間</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">受電設備</td><td>契約電力</td><td>電圧</td><td>相数</td><td colspan="3">備考</td></tr>
<tr><td>kw</td><td>V</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">配電設備</td><td rowspan="3">架空線</td><td>回線</td><td>線式</td><td>電線規格</td><td colspan="2">延長</td></tr>
<tr><td>1回線</td><td></td><td></td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td>2回線</td><td></td><td></td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ケーブル</td><td>電線規格</td><td>延長</td><td colspan="3">備考</td></tr>
<tr><td></td><td>m</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td>m</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">分電盤設備</td><td>相数</td><td>線式</td><td>箇所数</td><td colspan="3">対象機器</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ヵ所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ヵ所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">7．各工種の留意点</td><td rowspan="5">1．共通仕様書に定める以外の施工条件の有無

☐有　☑無</td><td>工種名</td><td colspan="6">施工条件</td></tr>
<tr><td>全般</td><td colspan="6">この工事の水準点は、図面に示すBMを使用すること。
BM.○（EL=○○.○m）、BM.○（EL=○○.○m）</td></tr>
<tr><td>既設水路撤去工</td><td colspan="6">既設鋼矢板水路は、図面に示す位置で鋼矢板を切断し、鋼材及び笠コンクリートは、第２章４．４に示す再生処理施設に搬出すること。
なお、破砕程度は受入施設に確認するものとする。</td></tr>
<tr><td>基礎工（杭打工）</td><td colspan="6">杭の打止め支持力は○○．○kN/本以上とする。</td></tr>
<tr><td>二次製品水路
（端部処理）</td><td colspan="6">高さ1m以下のベンチフリューム、鉄筋コンクリート排水溝等の小型二次製品水路の曲線・屈曲部布設の際、目地に4cm以上の隙間（マチ）がある場合の補強は下図を標準として実施すること。
4cm未満の場合はコンクリート、目地材及び吸出防止材等で漏水及び吸い出し防止の処理をすること。
隙間が４cm以上の補強


B≧（100及び２×t）


<table>
<tr><th>製品厚 t m/m</th><th>補強厚 B m/m</th></tr>
<tr><td>t ＞ 50</td><td>2 × t</td></tr>
<tr><td>t ≦ 50</td><td>100以上</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

＜特記仕様書記載例＞

明示事項		内容				
7．各工種の留意点	2．共通仕様書に定める以外の施工又は品質管理基準の有無 ☐有　☑無	工種名	項目	施工又は品質管理基準		
	3．共通仕様書に定める施工又は品質管理基準の変更又は適用除外の有無 ☐有　☑無	工種名	項目	施工又は品質管理基準		
	4．共通仕様書に定める以外の施工検査の有無 ☐有　☑無	工種名	検査時期	検査項目	規格値等	
	5．共通仕様書に定める施工検査の変更又は適用除外の有無 ☐有　☑無	工種名	検査時期	検査項目	規格値等	
	6．監督職員立会いの上、施工すべき工種の有無 ☐有　☑無	工種名	工事段階	備考		
8．その他	1．発注者が確保している工事用地の有無 ☐有　☑無		場所	面積（㎡）	用途	
		①				
		②				
		③				
			使用時の条件	返還時の条件		
		①				
		②				
		③				
	2．工事現場発生品の有無 ☐有　☑無	品名	数量	引渡し場所	引渡し時期	運搬距離
						km
						km
						km

＜特記仕様書記載例＞

明示事項		内容				
8．その他	3．支給材料及び貸与品の有無 ☐有　☑無 ☐支給材料 ☐貸与品		品名	数量	構造・規格等	使用目的・箇所
		①				
		②				
		③				
			引渡し場所	返納場所	条件	引渡し時期
		①				
		②				
		③				
	4．随意契約工事に伴う間接費等調整の有無 ※この工事は、右記工事と間接費等の調整を行っている。 ☐有　☑無	工事番号		工事名		場所
	5．各種調査の有無 ※右記調査については、共通仕様書に基づき協力すること。 ☐有　☑無		調査名称	内容		調査費計上の有無
		①				
		②				
		③				
			調査要領等			
		①				
		②				
		③				
	6．中間検査の有無 ☑有　☐無	工種等		検査時期		その他
		ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積		河床埋戻まで		埋戻前の出来形採寸
	7．部分引渡しの有無 ☐有　☑無	指定部分				引渡し時期
	8．部分使用の有無 ☐有　☑無	使用箇所		使用期間		その他
				～		
				～		
				～		
	9．監督職員の検査を受けて使用すべき材料の有無 ☑有　☐無	材料名		工事段階		備考
		ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ		納品時		採寸
	10．監督職員の立会いの上で調合すべき材料の有無 ☐有　☑無	材料名		工事段階		備考

＜特記仕様書記載例＞

<table>
<tr><th colspan="2">明示事項</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">８．その他</td><td>11. 調合について監督職員の見本検査を受ける材料の有無
☐有　☑無</td><td>
<table>
<tr><th>材料名</th><th>工事段階</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>12. 地盤情報登録の有無
☐有　☑無</td><td>この工事は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない工事である。詳細は、一般財団法人国土地盤情報センターホームページ（https://ngic.or.jp）参照のこと。</td></tr>
<tr><td>13. 現場環境改善費計上の有無</td><td>この工事における現場環境改善の実施及び費用の計上は以下のとおりである。なお、実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
※熱中症対策・防寒対策に要する費用は、率計上とは別に積上げ計上とすることができる。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri

現場環境改善の実施について
<table>
<tr><th></th><th>当初</th><th>変更</th></tr>
<tr><td>対象</td><td>✔</td><td></td></tr>
<tr><td>対象外</td><td></td><td></td></tr>
</table>
現場環境改善費の計上方法
<table>
<tr><th></th><th>当初</th><th>変更</th></tr>
<tr><td>率計上</td><td>✔</td><td></td></tr>
<tr><td>積上げ計上</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>計上していない</td><td></td><td></td></tr>
</table>
発注者による実施内容の指定
<table>
<tr><th>実施項目</th><th>指定の有無</th><th>指定する内容</th></tr>
<tr><td>仮設備関係</td><td>無（任意）</td><td></td></tr>
<tr><td>営繕関係</td><td>無（任意）</td><td></td></tr>
<tr><td>安全関係</td><td>無（任意）</td><td></td></tr>
<tr><td>地域連携</td><td>無（任意）</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正の有無
☐有　☑無</td><td>
<table>
<tr><th>内容</th></tr>
<tr><td>実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>15.ICT施工の実施</td><td>この工事におけるICT活用工事の実施及び費用の計上は以下のとおりである。なお、実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

対象工種及び費用の計上
<table>
<tr><th rowspan="2">発注者指定型</th><th rowspan="2">受注者希望型</th><th rowspan="2">工　種</th><th colspan="2">費用の計上</th></tr>
<tr><th>当初</th><th>変更</th></tr>
<tr><td></td><td>✔</td><td>土工</td><td>無</td><td></td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>ほ場整備工</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>✔</td><td>舗装工</td><td>無</td><td></td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>暗渠排水工</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>地盤改良工</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>小規模土工</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>○○工</td><td>－</td><td></td></tr>
</table>
上表において、発注者指定型及び受注者希望型のどちらにも✔がない場合でも、受注者が希望する場合は、協議のうえ受注者希望型と同様の取扱とする。</td></tr>
</table>

＜特記仕様書記載例＞

<table>
<tr><th colspan="2">明示事項</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">８．その他</td><td>15.ICT施工の実施</td><td>
<table>
<tr><th>3次元設計データの有無</th><th>施工に必要となる3次元設計データのうち、この工事で作成が必要な範囲</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td></td><td>有</td></tr>
<tr><td>✔</td><td>無</td></tr>
<tr><td></td><td>その他</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>16.BIM/CIMの活用
☐有　☑無</td><td>８．その他　29.BIM/CIMの活用についてのとおり。</td></tr>
</table>

８.その他

17. 青森県認定リサイクル製品の使用

この工事は「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」に基づき、下記の「青森県認定リサイクル製品」を使用し工事を実施するよう努めるものとする。
なお、「青森県認定リサイクル製品」の入手が困難な場合のほか使用できない理由がある場合は、その旨を「書面」で提出し、監督職員の承諾を得て新材製品を使用するものとする。(Aグループのみ)

【青森県認定リサイクル製品優先使用指針-使用上のグループ区分に基づく認定製品の使用】

Aグループ	特段の理由がない限り、優先使用に努める。
Bグループ	試験的な使用等、積極使用に努める。

※ 使用上のグループ区分は、価格と施工実績によるもので製品の優劣で定めたものではない。
Bグループの製品であっても使用できる工種がある場合は使用するよう努めるものとする。

製品のパンフレット、優先使用指針及び使用上のグループ区分は、以下の資源循環推進課ホームページに掲載しています。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/nintei_recycle.html

18. 余裕期間制度

(1)　余裕期間内においては、監理技術者等（現場代理人を含む）の設置を要しない。

(2)　余裕期間内においては、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

(3)　受注者は、余裕期間内において、下請との契約、作業員・建設資機材等の確保（現場への搬入を除く）及び関係機関への協議文書等の届出など、工事準備に該当しない準備を行うことができる。

(4)　受注者は、余裕期間内において、現場事務所等の設置、測量、詳細設計・工場製作（施設機械工事等共通仕様書に基づいて実施するもの）、資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置等の工事準備、及び工事を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

(5)　余裕期間内における現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

(6)　契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

(7)　CORINSへの登録について、技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

(8)　余裕期間制度については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

19. 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

(1) この工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事であり、受注者希望する場合は、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行うこととする。

(2) 受注者は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書等に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するとともに、監督職員と協議する。

(3) 実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

20.施工箇所が点在する工事の積算方法について（土木工事の場合）

(1) この工事は、施工箇所が点在する工事であり、「○○地区（○○、○○）、△△地区（○○）、□□地区（○○）（以下、施工箇所という）」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

(2) この工事における共通仮設費の金額は、対象地区ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域等）については、対象地区ごとに設定する。

(3) 農業農村整備事業における「施工箇所が点在する工事の積算方法」については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

20.施工箇所が点在する工事の積算方法について（施設機械工事の場合）

(1) この工事は、施工箇所が点在する工事であり、「○○地区（○○、○○）、△△地区（○○）、□□地区（○○）（以下、施工箇所という）」ごとに間接労務費、工場管理費、共通仮設費、現場管理費及び据付間接費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

(2) この工事における間接労務費、工場管理費、共通仮設費、現場管理費及び据付間接費の金額は、施工箇所毎に算出し、間接労務費、工場管理費、共通仮設費、現場管理費及び据付間接費のそれぞれに合計した金額とする。
なお、間接労務費率、工場管理費率、共通仮設費率、現場管理費率及び据付間接費率の補正（施工地域による補正等）については、施工箇所毎に設定する。設計技術費及び一般管理費等については、施工箇所毎ではなく、通常の積算方法により算出する。

(3) 農業農村整備事業における「施工箇所が点在する工事の積算方法」については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

21. 工事現場等における遠隔確認について

(1) この工事は、農業農村整備事業における工事現場等遠隔確認試行要領に基づき施工検査等の遠隔確認を実施することができる。

(2) 受注者は、工事現場等における遠隔確認を実施する場合は、施工計画書に遠隔確認の実施方法等を記載するとともに、監督職員と協議すること。

(3) 農業農村整備事業における工事現場等遠隔確認試行要領等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

22. ＩＣＴ施工技術の活用について（発注者指定型）

(1) 原則、（※１）○○工における（※２）○○の段階において、施工範囲全体で情報化施工技術を活用することとする。

(2) 受注者は、ＩＣＴ活用工事の具体的な工事内容及び対象範囲等を施工計画書に記載すること。

(3) 受注者は、必要な資料を監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、作業終了後一括して速やかに監督職員に返却しなければならない。

(4) 受注者は、ＩＣＴ施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」に基づき、提出しなければならない。

(5) 情報化施工技術活用工事に要する費用のうち、（※２）○○に要する費用は当初から計上しているが、それ以外の費用については当初から計上していないため、受注者は発注者からの依頼に基づき見積書を提出し、妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

(6) 実施内容等の変更により費用に変更が生じた場合は、妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

(7) 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査を実施する場合には協力しなければならない。

※１「情報化施工技術の活用ガイドライン」で定める工種の中から該当するものを記載する。
※２「情報化施工技術の活用ガイドライン」で定める施工プロセスの中から該当するものを記載する。

22. ＩＣＴ施工技術の活用について（受注者希望型）

(1) 受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を希望する場合、契約後、施工計画書の提出前に発注者へ工事打合簿によりＩＣＴ活用工事計画書を提出し、具体的な工事内容及び対象範囲等協議を行い、協議が整った場合にＩＣＴ活用工事を行うことができる。

(2) 受注者は、ＩＣＴ活用工事の具体的な工事内容及び対象範囲等を施工計画書に記載すること。

(3) 受注者は、必要な資料を監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、作業終了後一括して速やかに監督職員に返却しなければならない。

(4) 受注者は、ＩＣＴ施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」に基づき、提出しなければならない。

(5) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。

(6) 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査を実施する場合には協力しなければならない。

23. １日未満で完了する作業の積算方法について

(1) この工事における１日未満で完了する作業の積算（以下、「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

(3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しない。

(4) ４）受注者は、協議に当たって、１日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）監督職員に提出すること。実際費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しない。

(5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しない。

(6) １日未満積算基準「４判定方法（３）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第〇章〇施工箇所が点在する工事の積算方法の箇所とする。

(7) 農業農村整備事業における１日未満で完了する作業の積算方法及び時間的制約を受ける工事の積算方法については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

24. 快適トイレの導入に関する試行について

(1) この工事は、建設現場を誰もが働きやすい環境とする取組の一環として、快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）の設置について、監督職員と協議し、変更契約時において、その設置に必要な費用を計上する試行工事である。

(2) 受注者が「快適トイレ」の設置を希望する場合は、快適トイレの導入に関する試行要領に基づき実施できる。

(3) 快適トイレの設置に要する費用については、当初は計上していない。受注者は、快適トイレであることを示す書類及び見積書等を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議すること。

(4) 農業農村整備事業における快適トイレの導入に関する試行要領については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

25. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の運用について

(1) この工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
営　繕　費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 受注者が、地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更を希望する場合は、地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の運用に基づき監督職員と協議すること。

(3) 農業農村整備事業における地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の運用については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

26. 運搬費及び準備費の設計変更の運用について

(1) この工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費

(2) 受注者が、運搬費及び準備費の設計変更を希望する場合は、運搬費及び準備費の設計変更の運用基づき監督職員と協議すること。

(3) 農業農村整備事業における運搬費及び準備費の設計変更の運用については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

27. 冬期施工における現場管理費の補正について

実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

28. BIM/CIMの活用について

（発注者指定型・費用を計上している場合）

この工事は、「農業農村整備事業におけるBIM/CIMを活用した業務及び工事の試行要領」に基づき、以下の内容について３次元モデルを活用するものとする。

（活用の目的及び実施内容を記載）

当初積算では、以下を想定して費用を計上したものであり、変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

（見積徴取の際に設定した仕様を記載）

なお、上記以外の内容における３次元モデルの活用についても、受注者の希望により実施することができる。
受注者の希望により実施する場合の費用は、発注者が必要と認めたものに限り設計変更の対象とする。

「農業農村整備事業におけるBIM/CIMを活用した業務及び工事の試行要領」は、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

28. BIM/CIMの活用について

（発注者指定型・費用を計上していない場合）

この工事は、「農業農村整備事業におけるBIM/CIMを活用した業務及び工事の試行要領」に基づき、以下の内容について３次元モデルを活用するものとする。

（活用の目的及び実施内容を記載）

当初積算では実施にかかる費用は計上していない。工事受注後、打合せ等により目的、活用内容及び仕様等を決定し、発注者が必要と認めるものに限り変更時に費用を計上する。

なお、上記以外の内容における３次元モデルの活用についても、受注者の希望により実施することができる。
「農業農村整備事業におけるBIM/CIMを活用した業務及び工事の試行要領」は、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

28. BIM/CIMの活用について

（受注者希望型）

この工事は、「農業農村整備事業におけるBIM/CIMを活用した業務及び工事の試行要領」に基づき、受注者の希望により３次元モデルを活用できるものとする。

３次元モデルの活用を希望する場合は、工事受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。
「農業農村整備事業におけるBIM/CIMを活用した業務及び工事の試行要領」は、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

第４章　設計変更の手続き

設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書共通編1-1-14から1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（青森県 農林水産部農村整備課）によるものとする。
「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」は、農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

第５章　使用材料の品質規格等

設計図書に記載された材料のうち、材料内訳及び規格・材質等について詳細な記載がない、又は共通仕様書と異なる規格とする材料について、以下に示す。

(1)　植生工材料

種子吹付の材料内訳については下表を参考とし、現地状況や発芽率を考慮の上、事前に配合計算書を提出し、監督職員の承諾を得ること。

（参考）　1,000m2　当り

名称	規格・寸法・材質	数量	単位	備考
トールフェスク		○○.○	kg	
オーチャードグラス		○○.○	kg	
クリーピングレッドフェスク		○○.○	kg	
めどはぎ		○○.○	kg	
よもぎ		○○.○	kg	
やまはぎ		○○.○	kg	

(2)　レディミクストコンクリート

~~この工事で使用するレディミクストコンクリートは、下表によるものとし、レディミクストコンクリートに使用するセメントは、高炉セメントを標準とする。ただし、次の場合においては、普通ポルトランドセメントを使用できるものとする。~~
~~・当該現場周辺で高炉セメントコンクリートの供給が不可能な場合~~
~~・著しく現場条件が悪く、コンクリートの品質低下の恐れがある場合~~
~~・監督職員が技術的に高炉セメントの使用が困難と認めた場合~~

※　コンクリート打設を冬期（11月1日～3月31日）に行う場合（ダム工事等の特殊工事で十分な養生管理を行う場合を除く。）は、上記の「高炉セメントを標準とする」を「普通ポルトランドセメントとする。」に変更し、ただし書き以下を削除する。

種類	規格	最大水セメント比	備考
鉄筋コンクリート	21-8-25	60%	
無筋コンクリート	18-8-40	65%	一般構造物
無筋コンクリート	18-8-25	65%	均しコンクリート

(3)　その他

下記に示す材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

材料名	規格・寸法・材質	備　　考

第６章　排出ガス対策型建設機械

排出ガス対策型建設機械が使用できない場合には、使用できない理由を書面（工事打合簿）により提出し、監督職員の承諾を受けることとする。

第７章　資源有効利用促進法省令に基づく建設副産物の取扱いについて

1. コブリス・プラスの活用

全ての工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画書作成時、工事完成時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 建設発生土の搬出に係る事前確認

受注者は、建設発生土を工事現場から搬出する場合、再生資源利用促進計画の作成に先立ち、工事現場における土壌汚染対策法等に基づく手続きの状況や、搬出先における盛土規制法等による規制の有無及び許可等について、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は3の再生資源利用促進計画書に添付して提出するものとする。

3. 再生資源利用（促進）計画書の作成

共通仕様書第1編1-1-19「建設副産物」において定める再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、コブリス・プラスを使用して作成し、施工計画書にその写しを添付して提出するものとする。

なお、施工計画書の作成が不要な工事及び記載内容に変更が生じた場合は、工事打合簿に添付して提出するものとする。

4. 再生資源利用（促進）計画書等の掲示

受注者は、3において作成した再生資源利用（促進）計画書及び2において作成した確認結果票の写しを工事現場内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

5. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設発生土の搬出を他の者に委託しようとする場合、運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画書の内容及び3の確認結果を通知しなければならない。

6. 建設発生土に係る受領書の交付

建設発生土を搬出した工事の受注者は、建設発生土の搬出が完了したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

また、建設発生土を受け入れた工事の受注者は、受領書の交付を求められた際は、受領書を交付しなければならない。

7. 再生資源利用（促進）実施書の作成

共通仕様書第1編1-1-19「建設副産物」において定める再生資源利用促進実施書及び再生資源利用実施書は、コブリス・プラスを使用して作成し、監督職員に提出するものとする。

8. 作成書類の保管

受注者は、6において受領した受領書及び7において作成した再生資源利用（促進）実施書を工事の完成日から5年間保管するものとする。

第８章　その他の特記事項

この工事に係るその他の特記事項は、下表のとおりとする。

特記事項	特記事項の内容
「青森県リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品の使用について	認定リサイクル製品を使用する場合は、様式（28）に必要事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。
低入札調査契約	低入札価格調査制度により落札された場合は、契約から14日以内に法定福利費を明示した工事打合簿を監督職員に提出すること。また、施工検査（工事段階検査……各工種）の実施について、施工計画書を基に打合せをする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	（法第９条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第１２条第１項の規定による説明（書面の様式については監督職員の指示による）については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。 落札者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	（法第９条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第１８条第１項の規定による報告（書面の様式については監督職員の指示による）については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
完成検査申請等	完成検査実施予定の前月15日までに予定日を監督職員に報告のこと。
施工体制の自己点検	受注者は、共通仕様書第1編1-1-10「施工体制台帳」において提出が義務付けられている施工体制台帳について、「青森県県土整備部建設工事施工体制点検要領」を農林水産部に読み替えて適用している「青森県農林水産部建設工事施工体制点検要領」に基づき施工体制の自己点検を実施し、施工体制台帳並びに確認・点検した第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式を監督職員に提出するものとする。要領は、青森県ホームページ【https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekoutaisei.html】に掲載されている。
青森県農林水産部請負工事成績評定要領第４条５項について	（請負代金が500万円以上の工事の場合に限る。） 受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式26、27により提出できる。 なお、本要領は、青森県県土整備部請負工事成績評定要領を農林水産部に読み替えて適用しており、青森県庁のホームページ【https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/kouji-seiseki.html】に掲載されている。
暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
色彩等の景観形成	色彩等の景観については、青森県景観条例に基づき「青森県公共事業景観形成基準」を遵守し、「青森県景観色彩ガイドプラン」に配慮すること。関連資料は、青森県庁ホームページ【https://www.pref.aomori.lg.jp/life/keikan/keikan-daikibo-1-2todokede.html】に掲載されている。

＜特記仕様書記載例＞

特記事項	特記事項の内容
電子納品対象工事	この工事は、電子納品対象工事である。 電子成果品の作成は、「青森県電子納品運用ガイドライン」に基づき進めること。 なお、国土交通省が定める電子納品に関する要領・基準は、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ【https://www.cals-ed.go.jp/】から閲覧、ダウンロードできる。 また、「青森県電子納品運用ガイドライン」は、青森県庁のホームページ【https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/ken-gijutsu.html】の「CALS/EC」のページよりダウンロードできる。
再生材の入手不可能な場合の対応について	再生材の入手が不可能であると確認された場合は、設計変更で新材使用とする。 なお、入手不可能の確認は、受注者が供給可能量を調査し（再生砕石等は現場から40km以内、再生アスファルト混合物の場合は現場から40km以内または運搬時間1.5時間以内の全プラント）、監督職員へ「再生資材入手不可能による新材使用への変更依頼」を提出して行うものとする。（別表－１、２）
工事標示板及び工事説明看板	県内全40市町村と県外３市町において、第80回国民スポーツ大会（以下、「国スポ」という。）及び第25回全国障害者スポーツ大会（以下、「障スポ」という。）が以下の会期で開催される。 【国スポ冬季大会】2026年１月31日～２月17日 【 国スポ本大会 】2026年10月10日～10月20日 【 障　ス　ポ 】2026年10月23日～10月26日 国スポ及び障スポの開催周知と気運醸成を図るため、受注者は、本工事で使用する工事標示板及び工事説明看板への標章等の記載について協力すること。（別表－３）
一括計上価格について	この工事に計上する一括計上価格は、最低制限価格の算出において直接工事費として取り扱うものとする。
ワンデーレスポンス実施対象工事	1. この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。 3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
ウィークリースタンス等の実施	この工事は、ウィークリースタンス等の実施対象工事である。受発注者双方における1週間のルールを目標として定めることにより、業務環境を改善をし、担い手の確保及び育成を目的とするものであり、実施内容については、「青森県農林水産部農村整備課発注工事におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、初回打合せ時に、受発注者双方で確認・調整し、打合せ記録簿に記録しておくこととする。ただし、災害発生等により緊急対応を要する場合は対象外とする。 ＜農村整備課HP＞ https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/NN_weekly_kouji.html

＜特記仕様書記載例＞

特記事項	特記事項の内容
青森県農村整備課発注工事におけるデジタル工事写真の小黒板情報電子化について	デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 この工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。 １．対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影 方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、この工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の事例として、URL「https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 ２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入 受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 ３．小黒板情報の電子的記入の取扱い この工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。 ４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
工事情報共有システム（ASP）について	この工事において、工事情報共有システム（ASP）を利用することを原則とする。なお、通信環境が確保できない場合など、工事情報共有システム（ASP)利用基準で対象外とすることができる場合は、監督職員とシステムの利用について協議すること。 青森県農村整備課所管工事における工事情報共有システム利用基準については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html
法定外労災保険の契約	この工事において、受注者は労働者災害補償保険法に基づく労災保険のほかに法定外の労災保険の契約を締結しなければならない。保険証券等を監督職員に提示し、確認を受けること。

＜特記仕様書記載例＞

<table>
<tr><th>特記事項</th><th>特記事項の内容</th></tr>
<tr><td>工事書類の標準化</td><td>「土木工事共通仕様書（様式集）」の一部様式を含む県の工事関係書類については、県様式に加え国様式の提出も認めるものとする。
ただし、国様式の「工事名」欄には、「工事番号」と「工事名」を記載すること。</td></tr>
<tr><td>工事書類スリム化ガイドライン</td><td>工事関係書類の提出については、「青森県農林水産部土木工事書類スリム化ガイドライン」によるものとする。</td></tr>
<tr><td>中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用</td><td>１　本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」という。）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」という。）について設計変更を行う対象工事である。

２　調達検討資材は下表を想定している。これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。
<table>
<tr><th>資材名</th><th>規　格</th><th>設計数量</th><th>単価適用年月</th><th>単価適用地区</th></tr>
<tr><td>塗装用シンナー</td><td>○○用シンナー</td><td>○○Ｌ</td><td>Ｒ○.○月</td><td>○○地区</td></tr>
<tr><td>塩化ビニル管</td><td>○○ｍｍ</td><td>○○ｍ</td><td>Ｒ○.○月</td><td>○○地区</td></tr>
</table>
３　受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には事前に監督職員と協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

（１）調達検討資材の代替資材を調達した場合
（２）調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
（３）調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

４　受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等の写し）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。</td></tr>
</table>

第９章　提出書類

(1) 契約書に基づいて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
監督職員	工事工程表	契約締結後14日以内	1 部	3条	
監督職員	現場代理人等通知書	着工時	1 部	10条	
監督職員	工事履行報告書	毎月1回監督職員の指定する日	1 部	11条	毎月1部提出のこと
監督職員	完成届	工事完成の日から5日以内	1 部	31条	
監督職員	引渡書	工事完成検査合格後	1 部	31条	
監督職員	請求書	工事完成検査合格後	1 部	32条	

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
監督職員	請負代金内訳書	契約締結後14日以内	1 部	3条	3条(A)(B)適用の場合
監督職員	現場代理人等変更通知書	必要の都度	1 部	10条	
監督職員	材料確認書	必要の都度	1 部	13条	
監督職員	確認・立会依頼書	必要の都度	1 部	14条	
監督職員	支給品受領書	引渡しの日から7日以内	1 部	15条	
監督職員	貸与品借用(返納)書	引渡しの日から7日以内	1 部	15条	
監督職員	工期延期届	必要の都度	1 部	21条	

(3) 仕様書に基づいて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	共通仕様書 ※1	備考
監督職員	工事打合簿	着工前及び必要の都度	1 部	第1編1-1-7	※2 工事材料
監督職員	再生資源利用計画書	着工前及び必要の都度	1 部	第1編1-1-19	
監督職員	再生資源利用促進計画書	着工前及び必要の都度	1 部	第1編1-1-19	
監督職員	再生資源利用実施書	工事完成後速やかに	1 部	第1編1-1-19	
監督職員	再生資源利用促進実施書	工事完成後速やかに	1 部	第1編1-1-19	
監督職員	工事写真	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1 部 1 部	第1編1-1-21	工事写真全部(CD-R等) 着工前・完成のみ
監督職員	施工管理図表	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1 部	第1編1-1-24	出来形管理図表及び 品質管理図表

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	共通仕様書 ※1	備考
監督職員	施工計画書	着工前及び必要の都度	1 部	第1編1-1-5	※3
監督職員	施工体制台帳、施工体系図	下請負契約締結後速やかに	1 部	第1編1-1-11	
監督職員	支給品清算書	工事完成時(完成前に清算可能な場合はその時点)	1 部	第1編1-1-17	
監督職員	現場発生品調書	引き渡し時	1 部	第1編1-1-18	
監督職員	火薬類使用計画書	着工前及び必要の都度	1 部	第1編1-1-28	非火薬品(破砕薬)含む
監督職員	事故報告書	発生時	1 部	第1編1-1-30	
監督職員	建設業退職者共済組合掛金収納書(発注者用)	契約（当初・変更・下請）締結後1ヶ月以内	1 部	第1編1-1-41	

※1　表中の「共通仕様書」欄に記載している該当条項は、県土整備部の共通仕様書を参照する。

※2　「材料事前審査登録済み」の場合は、工事に関する承諾書の添付資料は省略できる。

※3　請負金額1,000万円以上。（ただし、1,000万円未満でも監督職員が必要と認めたとき）